

## 五霞町新生児出産祝い金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、新生児の出産に対し新生児出産祝い金(以下「出産祝金」という。)を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、子育て支援の推進、人口の増加及び次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新生児 母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第5項の規定による出生後28日を経過しない者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、町の住民基本台帳に最初に記録されたものをいう。
- (2) 支給対象者 平成30年4月1日以降に生まれた新生児を現に監護している者をいう。

### (受給資格)

第3条 出産祝金は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、新生児の出産の日に町の住民基本台帳に記録されている支給対象者で、現に町に居住するものであり、かつ、新生児の出産の後も町に住所を有する意思のある支給対象者で、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

- (1) 新生児の出産の日において、町に住所を有する期間が連続して1年を経過している者
  - (2) 新生児の出産の日以前において、町に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過した者
- 2 前項の規定にかかわらず、新生児の属する世帯の世帯員又は同居の親族に町が課した町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他町の収入に係る滞納があるときは、支給しない。

### (出産祝金の額等)

第4条 出産祝金は、新生児1人につき5万円支給する。

### (申請及び決定)

第5条 出産祝金の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、五霞町新生児出産祝い金支給申請書(様式第1号)に新生児と同居している世帯全員の住民票の写しその他新生児の世帯状況が確認できる関係書類を必要に応じて添付して町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、証明すべき事実を町が整備する公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。
- 3 出産祝金の申請期間は、新生児の出産の日から3月以内とする。ただし、第

3 条第 1 項第 2 号の規定に該当する者は、町に住所を有する期間が連続して 1 年を経過した日から 3 月以内かつ出産の日から 15 月以内とする。

4 町長は、第 1 項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、受給資格があると認めるときは、五霞町新生児出産祝金支給決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

5 町長は、審査の結果、次に掲げる事項に該当し、受給資格がないと認めるときは、五霞町新生児出産祝金支給却下通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(1) 第 3 条に規定する受給資格を満たさないとき。

(2) 第 1 項に規定する申請書又は添付書類に不備があるとき。

(支給の方法)

第 6 条 町長は、前条第 4 項の規定による出産祝金の支給を決定した後に、出産祝金の支給決定を受けた申請者の口座に出産祝金を振り込むものとする。

(支給の時期)

第 7 条 出産祝金は、第 5 条第 4 項の規定による決定をした日から 2 月以内に支給するものとする。

(支給対象者からの除外)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出産祝金を支給しない。

(1) 出産祝金の申請を行う前に、新生児が死亡したとき。

(2) 出産祝金の申請を行う前又は申請中に、新生児又は支給対象者が転出したとき。

(3) その他町長が不当と認めるとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第 9 条 出産祝金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(出産祝金の返還)

第 10 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段によって出産祝金の支給を受けたときは、申請者から既に支給した出産祝金の返還をさせることができる。この場合において、出産祝金の返還請求は、五霞町新生児出産祝金返還請求書(様式第 4 号)により出産祝金を返還すべき者に通知して行う。

(台帳)

第 11 条 町長は、五霞町新生児出産祝金支給台帳(様式第 5 号)を町民税務課に備え、出産祝金の支給を受けた者及び支給状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該台帳は、第 5 条第 1 項に規定する申請書をもって、これに代えることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、出産祝金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五霞町長 様

申請者

住所

氏名

㊟

電話

五霞町新生児出産祝金支給申請書

五霞町新生児出産祝い金支給要綱（平成30年五霞町告示第20号）による出産祝金の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、町が出産祝金の支給要件を審査するために、私の世帯及び同居の親族における収入に係る納付資料及び住民基本台帳の内容を確認することに同意します。

新生児	フリガナ		性別	生年	年 月 日
	氏名		男・女	月日	(第 子)
	住所	五霞町			
世帯の状況	氏名	新生児との続柄	生年月日		備考
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
出産祝金振込口座	金融機関	銀行 支店			
	預金種目	1 普通 2 当座 3 別段 4 その他 ( )			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				

備考

振込口座は、申請者の名義とします。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

申請者

様

五霞町長 印

五霞町新生児出産祝金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった出産祝金の支給について、下記のとおり決定したので、五霞町新生児出産祝い金支給要綱（平成30年五霞町告示第20号）第5条第4項の規定により通知します。なお、出産祝金は、申請時に指定された口座に振り込みます。

記

1 新生児

住 所	五霞町			
フリガナ		性 別	生年	年 月 日
氏 名		男・女	月日	(第 子)

2 出産祝金の額 金 円

3 振込年月日 年 月 日

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 年 月 日 号

申請者

様

五霞町長

印

五霞町新生児出産祝金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった出産祝金の支給について、下記のとおり却下しますので、五霞町新生児出産祝い金支給要綱（平成 30 年五霞町告示第 20 号）第 5 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 新生児

住 所	五霞町			
フリガナ		性 別	生年	年 月 日
氏 名		男・女	月日	(第 子)

2 却下理由

.....

.....

.....

.....

.....

様式第 4 号 (第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

申請者

様

五霞町長

印

五霞町新生児出産祝金返還請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定した出産祝金について、五霞町新生児出産祝い金支給要綱（平成 30 年五霞町告示第 20 号）第 10 条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

